

(地Ⅲ221F)

平成28年1月29日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

「医療費・医療手当請求書等の様式変更について」に係る疑義について

「医療費・医療手当請求書等の様式変更について」は、平成27年12月24日付(地Ⅲ196)をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、同通知における疑義について、厚生労働省より本会宛別添の事務連絡がまいりました。

医療費・医療手当請求書等の様式については、定期接種を受けた方に健康被害が生じた場合等に、被接種者やその保護者が市町村に対して救済給付制度の請求申請時に使用するものです。

本事務連絡の趣旨は、申請者から医療機関に対して予防接種を受けたことによる疾病について医療を行ったことの証明等の提供を求められた場合に、①医療機関が請求書に個人番号を記載することはないこと、②医療機関が個人番号関係の同意をとることはないこと、③医療機関が個人番号の黒塗り等を行うことのないことを周知するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成28年1月27日

公益社団法人日本医師会
常任理事 小森 貴 殿

厚生労働省健康局健康課

「医療費・医療手当請求書等の様式変更について」に係る疑義について

「医療費・医療手当請求書等の様式変更について」（平成27年12月21日付け健発1221第5号厚生労働省健康局長通知。以下「通知」という。）において個人番号の取扱いを周知したところ、別添の照会が寄せられたので、Q&A形式でまとめました。貴会会員への周知方をよろしくお願いいたします。

(別添)

Q 1 予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)に基づく救済給付の請求において、医療機関が請求書に個人番号を記載することはあるか。また、医療機関に個人番号が記載された請求書が提出されることはあるか。

A 1 様式変更後も、請求書は医療機関には提出せず、市町村に提出する取扱いを継続するため、個人番号が医療機関に提示されることは想定していない。このため、医療機関が請求書に個人番号を記載することはなく、請求者本人が請求書の個人番号欄に個人番号を記載する。

Q 2 通知記 2 中「事前に必ず当該請求者又はその保護者から同意書をとる」としているが、この同意をとる主体は誰か。

A 2 請求書を受領する市町村が同意をとる。医療機関等が同意をとることはない。

Q 3 通知記 3 の黒塗りを行うという内容の記載はどのような趣旨か。

A 3 予防接種法に基づき、市町村長は救済給付の決定を行うに当たっては、「請求者の疾病等が予防接種を受けたことによるものである」とする厚生労働大臣の認定が必要となるため、市町村は請求者本人から提出された請求書を国に進達する。国は、認定審査を行う「疾病・障害認定審査会感染症予防接種審査分科会」において当該請求書を審査資料として使用するため、請求者の個人番号が、市町村担当者以外の者の目に触れることとなる。
このような事態を防ぐため、市町村が国に請求書を進達する際は、請求書に記載された請求者の個人番号にマスキング等を行うよう市町村に求めるものであり、個人番号が医療機関等に提示されることは想定していないため、医療機関等にマスキング等を行うことを求めるものではない。